

第5章 悪臭

1 概況

悪臭は、公害の中でも個人差が大きい等の理由により、客観的な評価が難しいものでもある。また、原因が多種類の物質で構成されることが多く、効果的な対策が困難であるというのが現状である。

2 悪臭の規制の概要

悪臭防止法では、特定悪臭物質として 22 種の物質が指定されており、敷地境界、気体排出口及び排出水について、規制基準が設定されている。なお、規制地域の指定は、地域の実態を鑑みて、市長が行っている。

県条例では、悪臭の防止義務、悪臭関係工場等の届出及び屋外燃焼行為の制限を規定している。

市では、法による特定悪臭物質の濃度による規制を補うため、市条例に基づき悪臭対策指導指針を定めており、臭気指数による指導基準値を設定するなど、事業活動に伴い発生する悪臭の排出を防止するための必要な事項を規定している。

3 悪臭関係工場等の状況

県条例では、工場等を設置している者に対して、悪臭物質をみだりに排出してはならないとする注意義務を定めている。また、著しく悪臭物質を排出していると規則で定める 15 業種を悪臭関係工場等として指定し、その事業者に対して、悪臭物質の排出に係る施設の構造、作業の方法等悪臭物質の排出状況等を、年度毎に届け出ることを義務づけている。過去 5 年間の届出件数を表 5-1 に示す。

表 5-1 県条例に基づく悪臭関係工場等の届出件数

業種 年度	1 畜産農業				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
	イ 豚房施設	ロ 牛房施設	ハ 鶏飼育	ニ うずら飼育	飼料・有機質肥料製造業	コーンスターチ製造業	レーヨン製造業	クラフトパルプ製造業	セロファン製造業	ゴム製品製造業	石油化学工業	石油精製業	製鉄業	鋳物製造業	化製場	し尿処理場	ごみ処理場	終末処理場	
平成29年	1	1						1		14					2	1	3	23	
30年		1						1		13					2	1	3	21	
令和元年		1						1		11					2	1	3	19	
2年		1						1		10					2	1	3	18	
3年		1						1		10					2	1	3	18	